

多治見西中学校 いじめ防止基本方針

令和8年 4月 1日

【I】 いじめ防止等のための基本的な考え方

1. 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権侵害問題である。したがって、本校では、いじめ問題は誰に対しても起こり得るという認識と、今も密かに進行中かもしれないという危機感を常にもち、すべての生徒がいじめを受けることがなく、いじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、全教育活動を通じていじめの防止のための対策を行う。

また、いじめは、いじめを行った生徒といじめを受けた生徒という二者の関係に加えて、傍観者(見て見ぬふり)の存在によって成り立つ。あらゆる立場の者がいじめを許さない毅然とした姿勢を生み出していく。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条 いじめの定義引用

※この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(1) 具体的ないじめの態様

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ ICT機器で誹謗中傷や名誉を毀損される書き込みなどの嫌なことをされる。
- ・ その他、人権を侵害するすべての言動など。

(2) いじめの特徴

- ・ 「いじめ」は、目に見えにくい。
- ・ 「いじめ」は、相談しにくい。
- ・ 「いじめ」は、いつでも、誰に対しても起こり得るものである。
- ・ 「いじめ」の態様は、ひやかしやからかいから犯罪にあたるものまで多種多様である。
- ・ 「いじめ」を受けた生徒と「いじめ」を行った生徒の認識が異なっている場合が多い。
- ・ 「いじめ」は、人の命に関わる重大な問題である。

3. 学校及び職員の責務

- ・ 学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない行為」であるという意識を生徒一人ひとりに徹底する。
- ・ 生徒一人ひとりを大切にする教職員の意識を高め、いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、早期発見・早期対応はもとより、未然防止に努める。
- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断し、保護者および関係者との連携を図る。
- ・ いじめは、単に「謝罪」をもって安易に「解消」とすることはできない。いじめが解消している状態とは、①いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(3ヵ月が目安)継続している、②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を受けていない(本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する)、という2つの要件が満たされていることを指す。この2つの要件を満たすまでの見届けと確認、記録付けを徹底する。
- ・ 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反し得ることからも、教職員間での情報共有を徹底する。
- ・ 生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。(生徒会活動、MSJリーダーズ活動など)

【Ⅱ】 いじめの未然防止等に関する取り組み

1. 本校の重点

- ① 建学の精神『誠心一筋に生き人の幸せの支えとなれ』をもとに、他者への「思いやり」と「感謝の心」を育み、他者や集団のために貢献できる人間力を高める。
- ② 学級経営を基盤に、「関わり合って支え合う」ことを軸とした仲間意識を高め、所属感や自分の居場所を感じられる集団づくりに努める。
- ③ 生徒による学級自治、自浄作用を高め、生徒自らが主体的に問題解決に向けて取り組む姿勢を育む。
- ④ 生徒への声かけを怠らず、安心して相談できる信頼関係を構築するとともに、報告・連携・相談を常に徹底し、保護者や関係機関をふくめた情報・状況理解の共有を図る。

2. 未然防止のための各分掌における取り組み

学校の教育活動全体を通じ、人権尊重の気風みなぎる学校づくりを推進する。その際、すべての生徒に「いじめはその子の人権を侵害する行為であり、絶対に許される行為ではない」ということの理解を促し、社会性や規範意識、思いやりの心とともに、自らいじめ等の問題を解決しようとする力を育むことが大切であると考えている。

また、自分の居場所や仲間との絆を実感できるよう一人ひとりに活躍の場をつくり、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重するなど、望ましい人間関係を育む能力の素地を養うことに努める。

そして、すべての生徒が安心でき、自己肯定感、自己有用感が高められる学校生活づくりを推進していく。

(1) 学校全体

- ① 自己有用感を高め、自身感情を育む教育活動の推進
 - ・ 他者の考え方や個性を尊重し合い、生徒一人ひとりが安心して過ごせる居場所づくり・学級づくりを行う。
 - ・ 自己肯定感や自己有用感を高める学級活動、学校行事活動づくりを推進する。
 - ・ ソーシャルスキルやコミュニケーション能力を育む体験活動や縦割りにおける異年齢交流活動を充実させる。(野外オリエンテーション、西華祭、体育祭、部活動など)
- ② いじめについての理解を深め、いじめを許さない学校づくりと生徒との信頼関係づくり
 - ・ 建学の精神を意識し、生徒が自主的に仲間の良さに気づき、個性や個人差を認め合う心の育成や自己肯定感の向上を支援する。
 - ・ いじめ防止基本方針の周知や情報モラル講話等を開催し、いじめに対する考え方や意識づくりを行う。

- ・ いじめ防止の啓発活動、リーフレットの配布。また、SNSなどインターネットを通じて行われるいじめを防止するために生徒および保護者への啓発活動を推進する。
- ③ 「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」やいじめを告発する「相談者」への転換。
- ・ 傍観者の中から勇気をふるっていじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者が現れるよう、教職員との信頼関係を構築する。
 - ・ いじめを許容しない学校風土を浸透させる。
- ④ 教職員の資質能力の向上と生徒理解の推進
- ・ 教職員の人権感覚を高めるとともに、言動と態度についての自己評価および相互評価の機会を設ける。
 - ・ 教職員を対象とした研修を行い、学校内外で起きるいじめを見逃さず、適切に対処できる力をつけ、早期発見・早期対応を行うことができる教職員の育成を図る。

(2) 教務部

- ① 生徒における主体的な授業づくりと規律ある授業運営の推進
- ・ 一人ひとりに成就感や達成感をもたせる授業や活動づくりの工夫。
 - ・ ペア学習やグループ学習などを通じて、互いの意見を尊重し、学びを深められる姿勢を育む。
 - ・ 授業規律を確立し、安心して積極的に授業に取り組める授業づくりと教室環境整備の徹底。
- ② iPadを活用した授業づくりによって主体的な学びと生徒間の交流を深められる授業づくりの工夫。

(3) 生徒支援部・学級経営

- ① 学校生活の規律を正し、生徒が安心して主体的に授業や行事に参加できる環境整備
- ② 学校生活アンケートの実施や教育相談体制を整え、生徒理解を図り、問題解決にいかす。
- ③ Hyper-Qu を年2回(6月・11月)の実施
- ④ 教育相談室、保健室、スクールカウンセラーとの情報共有を徹底し、連携を図る。
- ⑤ インターネットの不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。
- ⑥ 情報モラル教育を推進するとともに、SNS等におけるいじめについての教育活動を実践する。
- ⑦ 法務局やいじめ相談ダイヤルなどの外部の相談機関等を紹介する。
- ⑧ 学級日誌の振り返りや生活ノートの日記を通して、常に生徒の悩みや人間関係に気を配るとともに、早期に人間関係のもつれを発見し、適切な対応によって問題解決を図る。
- ⑨ 学活の時間や道徳の時間を通じて、生徒間のコミュニケーション能力を高めるとともに、道徳心や倫理観を育成する。
- ⑩ 「正義が通る学校・学級」であることに生徒および職員が誇りに思えることを基盤とし、弱い者いじめや卑怯な振る舞いをしない、見過ごさない、見て見ぬふりをしない校風づくりを組織的に取り組む。

(4) いじめ防止等の対策のための組織 (法:第22条より)

- ① 組織の名称 多治見西高等学校・中学校いじめ防止対策委員会
- ② 組織の構成員 **【学校関係者】**中高校長、中高教頭、生徒支援部長、中学担当、教育相談主任、学年主任(高校)、学年マネジメント担当(中学)、養護教諭、教育相談員
【第三者】保護者代表、地域代表、臨床心理士(スクールカウンセラー)
※「重大事態」と認められた場合、必要に応じて校長が次の機関へ委員選定を依頼し、委員会を構成して重大事態調査等を行う。
弁護士会、臨床心理士・公認心理師協会、社会福祉士会
- ③ 組織の運営
- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織として運営する。
 - ・年2回(7月、3月)多治見西中学校いじめ防止対策委員会を開催し、学校のいじめ防止に対する取り組みの見直しを図り、必要に応じ第三者からの意見をもらう。

3. いじめの早期発見に向けた取り組み

(1) 全生徒を対象とした定期的なアンケート調査および聴き取り調査の実施

- ① 学校生活アンケートを各学期複数回行い、生徒の人間関係やいじめの早期発見に努める。
 - ・ 解答内容について、「1」(もしくは「2」が複数月続く)場合や「はい」と回答したり、記述があった生徒とは、必ず面談の場をつくり、早期対応を図る。
 - ・ 面談の内容は、BLEND入力を行い、教科担任をはじめとする教職員に情報を共有する。
- ② 年2回(6月と11月)に Hyper-Qu 検査を実施する。

(2) 相談体制の整備と情報共有

- ① 教育相談室の運営と相談員との情報共有の徹底
- ② 年2回(5月・11月)に全校生徒を対象とした教育相談週間を実施する。
- ③ スクールカウンセラーの紹介(出勤日およびカウンセリング予約の入れ方などを含む)
- ④ いじめ相談電話などの外部機関の生徒・保護者への周知徹底

(3) 生徒の不安や悩みに対する迅速なアプローチの徹底といじめに発展させない初期対応の重要性

- ① すべての教職員が生徒の日常の様子を丁寧にみることで生徒の小さな変化やSOSに気づき、全職員・生徒指導部や管理職との情報を共有し、適切な初期対応をとる。
- ② 生徒が安心して気軽に相談できる教職員との信頼関係づくり
- ③ 毎日の生活ノートを活用した生徒との心のつながりづくり
- ④ 些細なトラブルや生徒の悩みを放置せず、迅速にアプローチを行い、生徒への安心感を与えるとともに問題解決を図る。
- ⑤ 学校の様子を保護者に伝え、共通理解による支援と指導

(4) 情報の集約と情報共有・共通指導

- ① 生徒間トラブルやいじめに係わる事案については、認知した教職員は速やかに生徒指導主事および管理職に報告し、情報と今後の指導方針を共有する。
- ② 共有された情報や今後の指導方針については、チーム担任主任・教務部を通じて教科担任を含む全教職員に共有し、共通指導の徹底を図る。
- ③ 認知した情報は、BLENDの生徒メモに記録を残し、その後の指導経過については、編集を行いながら随時、指導記録を更新する。
- ④ 緊急の場合は、職員会議等を設け、情報を共有する。

4. いじめ防止等に係わる年間取組計画

月	学校行事・取組	取組内容	取組方法
4月	始業式、入学式 対面式、全校集会 育友会総会、学級懇談会 情報モラル講話 交通安全講話	・全校生徒、保護者への「いじめ防止基本方針」の周知 ・学校生活アンケートの実施	・全校集会や育友会総会にていじめ防止基本方針を説明するとともに、学校HPに載せる。 ・BLENDで学校生活アンケートを配信する。個別の聴き取りを行い情報共有を図る。
5月	野外オリエンテーション 教育相談週間	・教育相談の実施 ・学校生活アンケートの実施	・教育相談は、1人約15分の予定で実施。担任以外に教育相談員との面談も可能とする。
6月	地域清掃活動	・学校生活アンケートの実施 ・第1回 Hyper-Quの実施	・BLENDで学校生活アンケートを配信する。個別の聴き取りを行い、情報共有を図る。
7月	保護者懇談 教職員研修会	・学校生活アンケートの実施 ・Hyper-Qu 研修(職員) ・第1回いじめ防止対策委員会	・アンケート結果のまとめと聴き取り調査の結果に基づき、いじめ防止対策委員会を招集する。
8月			・夏季休業明けの生徒情報交流
9月	西華祭		・BLENDで学校生活アンケートを配信する。個別の聴き取りを行い、情報共有を図る。
10月	体育祭 芸術鑑賞会 人権講話	・学校生活アンケートの実施 ・第2回 Hyper-Quの実施	
11月	教育相談週間 校外研修、宿泊研修 3年オーストラリア研修		・教育相談は、1人約15分の予定で実施。担任以外に教育相談員との面談も可能とする。
12月	保護者懇談 教育相談いじめ防止研修		・BLENDで学校生活アンケートを配信する。個別の聴き取りを行い、情報共有を図る。
1月		・学校生活アンケートの実施	・冬季休業明けの生徒情報交流
2月		・学校生活アンケートの実施	・BLENDでの学校生活アンケートを配信する。個別の聴き取りを行い、情報共有を図る。
3月	学習活動発表会 3年生を送る会 志学式	・第2回いじめ防止対策委員会	・今年度の反省と来年度に向けた方針 ・今年度の取り組みをもとに、いじめ防止対策委員会を招集する。

【Ⅲ】 いじめ問題発生時の対応

1. いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒の事実関係を速やかに把握する。

- (1) 教職員間で情報を共有し、いじめを受けたと訴える生徒に複数体制で慎重に聴き取りを行う。
- (2) いじめを受けたと訴える生徒の意思を確認した上でいじめたと思われる生徒や周囲の生徒にも聴き取りを行う。

2. いじめ被害を受けた生徒のケア、保護者への説明と情報共有。(被害生徒を守り通す体制を整える)

- (1) 聴き取りで確認したいじめの事実を伝える。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」を開き、情報を共有するとともに指導方針を立てる。
- (3) 生徒と保護者に指導方針を伝え、了承を得た上で、いじめた生徒を指導する。
- (4) 新たな事実が明らかになったり、情報が更新されたりするごとに生徒と保護者に報告する。
- (5) スクールカウンセラーをはじめとする専門家によるケアを要請する。
- (6) いじめた生徒からの謝罪を受けるか否か、その時期などは、被害生徒および保護者の意向を尊重する。

3. いじめた加害生徒の指導とケア、保護者への説明と情報共有。

- (1) 成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する。
- (2) 聴き取りで確認したいじめの事実を伝える。
- (3) 「いじめ防止対策委員会」を開き、情報を共有するとともに指導方針を立てる。
- (4) 生徒と保護者に指導方針を伝え、了承を得た上で、いじめた生徒を指導する。
- (5) 新たな事実が明らかになったり、情報が更新されたりするごとに生徒と保護者に報告する。
- (6) スクールカウンセラーをはじめとする専門家によるケアを要請する。
- (7) いじめた生徒への謝罪等は、いじめを受けた被害生徒の気持ちと保護者の意向を尊重する。

4. 教職員による継続的な経過の見届けと、支援・指導の記録の徹底

- (1) 安心して学校生活を送れる状況を確保できるよう、授業中や休み時間にかかわらず、複数の教職員で見届けを継続する。
- (2) 学級会および学年集会を開き、可能な範囲で情報を公開し、安心安全な学校生活を送るためにすべきことを全員で共有する。
- (3) 経過の見届けと支援や指導の記録を必ず残して保存する。
- (4) いじめ問題の再発を防ぐ教育活動および生徒指導体制を再確認し、学校全体でいじめ問題に対して取り組む。

5. 犯罪行為として取り扱われるべき「いじめ」については、警察署および私学振興青少年課等と連携して対処する。 ※以下は、学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案を示したものである。次の事例の場合は、速やかに警察に相談または通報を行う。

- | | |
|--|-----------|
| (1) ゲームや悪ふざけと称して、ぶつかったり、繰り返し殴ったり、蹴ったりする。 | 【暴行・傷害】 |
| (2) 無理やりズボンを脱がす。裸にする。 | 【暴行】 |
| (3) 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。 | 【強要】 |
| (4) 断れば危害を加えると脅し、金品をたかる、お金を払わせる。 | 【恐喝】 |
| (5) 断れば危害を加えると脅し、性器や胸、お尻を触る。 | 【強制わいせつ】 |
| (6) 靴や体操服、教科書やノート等の所持品を盗む。 | 【窃盗】 |
| (7) 本人の裸などが写った写真や動画をインターネット上で拡散すると脅す。 | 【脅迫】 |
| (8) 特定の人物の名前を挙げて誹謗中傷する。悪口を書き、拡散する。 | 【名誉棄損・侮辱】 |
| (9) 相手にスマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真や動画を撮影して送るよう指示したり、他者に送信して拡散したりする。 | 【児童ポルノ提供】 |
| (10) 相手の自転車や制服などの所有物を壊す。 | 【器物損壊】 |

【IV】 重大事態への対応 (いじめ防止対策推進法第28条)

1. いじめの重大事態とは

(1) いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。

＝【生命・心身・財産重大事態】(法第28条第1項第1号)

＝「重大な被害」とは、いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。例えば以下のようなケースが想定される。

- ・ 生徒が自殺を企画した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

＝【不登校重大事態】(同第2号) 2号は不登校の基準の30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合には、この目安に関わらず、迅速に調査に着手する。

2. 重大事態への対応

(1) 保護者への報告及び私学振興青少年課等、関係機関への報告

- ・ 事実関係を明確にするために詳しい調査を実施し、私学振興課・私学行政係へ報告する。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある時には、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要だが、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。

(2) いじめ防止対策委員会および専門家を交えた組織で調査を実施する

- ・ いじめ防止対策委員会にさらに必要な構成員を依頼し、調査および方針を決定する。
- ・ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・ 学校にとって不都合なことがあったとしても、事実に真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・ 生徒への聴き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・ 「自殺」という事態が起こった場合の調査の在り方については、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止対策を講ずることを目指し、遺族の心情に十分配慮しながら行う。

(3) 調査結果の報告と公表

- ・ 調査結果は、私学振興課・私学行政係に報告する。(私学振興課・私学行政係から県知事に報告する)
- ・ 調査結果による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

(4) スクールカウンセラーや専門機関と協力して、生徒・保護者に対しての心のケア

- ・ スクールカウンセラーや専門機関と協力し、心のケアを優先して行う。

【V】 その他

1. 個人情報の取り扱い

iPadのBLENDアプリによる毎月の学校生活アンケートの結果においては、高校を卒業するまで保管をする。また、アンケート内容及び聴き取り内容に関しては、個人情報の観点からも取り扱いに留意する。

2. 「学校いじめ防止基本法」の周知

本方針は、学校ホームページに掲載すると共に、保護者や地域の方が内容を常時閲覧できるようにする。また、各年度の始まりや育友会総会等の場を通じて、生徒や保護者への周知を徹底する。

【付則】

この「多治見西中学校いじめ防止基本方針」は、

1. 令和元年10月1日より前基本方針を改定し施行する
2. 令和2年 4月 1日 改正
3. 令和4年 4月 1日 改正
4. 令和5年 4月 1日 改正
5. 令和7年 4月 1日 改定
6. 令和8年 4月 1日 改定